

男性用 育休ガイド



改訂日：2025.7

この度は、奥様のご懐妊おめでとうございます。今後、育児休業制度を利用されるにあたり、休業申請および休業期間中に関するポイントについてまとめました。詳細については、後日お送りする説明資料・申請書類を必ずご確認下さい。

1. 育児休業のポイント

育児休業制度は、出生したお子様を養育するための休業です。パパになる予定の方が取得できる休業制度は主に以下の2種類あります（更に詳細は厚労省HP等をご確認下さい）。

（1）「産後パパ育休」

出産日翌日から56日間はママの「産後休業」期間です。出産日当日含むママの「産後休業」期間中に、パパが最大28日間取得できる育児休業で、通算2回まで分割して取得できます。

（2）「育児休業」

入社1年以上の方が、原則出産当日からお子様の1歳誕生日の前日まで、必要な期間取得できる休業制度です。上記の「産後パパ育休」と組み合わせて取得することもでき、通算2回まで分割して取得できます。一定の要件を満たす場合、最長お子様の満2歳誕生日の前日まで休業期間を延長することができます。

※男性の育児休業関連資料は次の共有フォルダに格納しています。

「共有25」>本部提出書類いろいろ>産育休>〔男性〕産後パパ・育休フォルダ

2. 育児休業中に支給される社会保険給付のポイント

社会保険に加入し、かつ受給要件を満たす場合、パパの1.の休業期間中に社会保険制度から以下の給付金が支給される場合があります（詳細については、関連資料を参照下さい）。

- ①育児休業給付金：育児休業期間における生活保障の目的で、雇用保険から支給される給付金です。
- ②出生後休業支援給付金：ママの産後休業期間内（出産日翌日から56日以内）に、パパが「産後パパ育休」または「育児休業」を通算14日以上取得し一定の要件を満たす場合、更に「出生後休業支援給付金」が給付されます。

3. 休業期間中の給与及び控除項目について

育児休業期間中の給与及び給与控除項目の取り扱いは以下の通りです。

（1）給与：支給されません。

（2）社会保険料：次のいずれかに該当する場合、当月の健康保険・介護保険・厚生年金保険料が免除されます。

- ①同月内で通算14日以上の休業日がある月の保険料が免除
- ②休業期間が月末を含む場合は、その月の保険料が免除

（3）住民税：住民税は免除されません。特別徴収の方で休業期間が3カ月以上の及ぶ場合、未納の住民税は普通徴収に切替となります。お住まいの自治体から送付される納税通知書により納付して下さい。

4. お子様を健康保険の扶養者に追加する場合

本部より送付する「健康保険 被扶養者（異動）届出書」に必要事項を記入後、添付書類と共にスタッフページより、登録事項変更届の手続きを行って下さい。

※スタッフページ（本部書類依頼>登録事項変更届）による手続きです。紙の提出は不要です。

5. 育休取得申請手続きのポイント

「産後パパ育休」「育児休業」の取得申請手続きは、以下の通りです。

（1）事前申請 ※育休取得にあたっては、上長の承認を必ず受けて下さい。

休業開始予定日の1か月前までに以下の書類を会社にご提出下さい。

①「産後パパ育休（出生時育児休業）・育児休業取得申請書」

-申請期間：分割取得を希望する場合は、その旨と期間を記入下さい。

分割取得は本申請時のみ受け付け、事後の申請は受け付けません。

-備考欄：“実際の出生日から取得希望”等の希望を記入して下さい。

②母子手帳表紙のコピー

③出産予定日を確認できる書類のコピー

→申請を受理した後、確定申請に必要な書類を送付致します。

（2）確定申請（出産後に提出）

お子様の出産後、1ヶ月以内に以下の書類を会社にご提出下さい。

①「育児休業申請書」

②母子手帳（保護者氏名記載済+出生届出済証明のページ）コピー

以下は、「育児休業給付金」受給資格者の方のみ提出が必要です。

③記入済み「記載内容に関する確認書・申請等に関する同意書」

④受取口座（銀行）-ト・支店-ト・口座番号・名義）の判る書類（キャッシュカード等）コピー

（3）申請にあたっての注意事項

①育休開始日を“出産日当日”で申請している場合の注意事項

出産日当日、お子様の出産後必ず本部 労務担当へ連絡して下さい（18時以降の場合は上長に報告）。会社に報告のないまま、休業開始することができない様にお願い致します。

②申請時点で入社1年未満の方

・「育児休業」の取得申請することができません。入社1年を経過してから申請下さい。

・入社後の雇用保険加入期間が短いため、育児休業給付の受給要件を満たさない場合があります。

ただし、前職を退職後、失業手当を受給せずに当社へ入社した方の場合、受給要件を満たす可能性があるため、前職退職時に発行した「雇用保険離職票-2」コピーを会社に提出下さい。

6. そのほか注意事項

休業期間中にお子様の健康保険扶養加入手続き等を行う場合、スタッフページによる手続きとなりますので、スマホ等からスタッフページにアクセス出来る環境を整えておいて下さい。

以上